

令和 6 年度 実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

大阪女学院大学

令和 7 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について……………	i
I 認証評価結果……………	1
II 基準ごとの評価……………	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準……………	2
領域2 内部質保証に関する基準……………	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準……………	8
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準……………	11
領域5 学生の受入に関する基準……………	13
領域6 教育課程と学習成果に関する基準……………	15
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和6年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ
て実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」
という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和6年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- （１） 機構は、令和５年６月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和５年９月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- （２） 機構は、令和５年７月から９月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の８大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（６大学）

帯広畜産大学、筑波技術大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、政策研究大学院大学

○ 私立大学（２大学）

大阪女学院大学、放送大学

- （３） 機構は、令和６年６月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- （４） 機構は、令和６年６月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和６年	
７月	書面調査の実施
８月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和７年	
１月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- （５） 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和７年１月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果(案)に対する意見の申立ての機会を設け、令和7年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和6年度に認証評価を実施した8大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和6年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員(令和7年3月現在)

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授(常勤)・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清 水 一 彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
鳥 居 朋 子	立命館大学教育開発推進機構教授
中 根 正 義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根 本 武	アクセンチュア株式会社ビジネスコンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤 子	国際基督教大学名誉教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山 口 宏 樹	大学入試センター理事長
吉 田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
◎ 戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
柴 田 潤 子	神戸大学教授
高 倉 喜 信	京都大学副学長、白眉センター長
高 島 忠 義	愛知県立大学名誉教授
竹 内 淑 恵	法政大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構教授研究開発部長
花 屋 実	群馬大学理事・副学長・教授
原 田 信 志	熊本大学名誉教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学部教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
山 岡 洋	桜美林大学教授
山 口 正 洋	高知大学教授
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授

(第2部会)

石 川 准	静岡県立大学名誉教授
岩 附 信 行	東京科学大学副理事・教授
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
中 村 泰 之	名古屋大学教授
三 浦 浩 喜	福島大学長

光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子	公認会計士
湯 川 嘉津美	上智大学特別契約教授

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・スチューデント・ ライフサイクルサポートセンター長
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
嵐 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授
末 次 剛健志	長崎大学学生支援部留学支援課長
○ 高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威	秋田公立美術大学理事・副学長
山 本 幸 一	明治大学研究推進部研究知財事務室副参事

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

大阪女学院大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 21 世紀国際共生研究科博士前期課程及び博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(基準 5－3)

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 1 学部及び 1 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・国際・英語学部（1 学科：国際・英語学科）

[大学院課程]

- ・21 世紀国際共生研究科（博士前期課程 1 専攻：平和・人権システム専攻、博士後期課程 1 専攻：平和・人権システム専攻）

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、国際・英語学部にも所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、学部では、大学の運営に責任を有する学長の下にカリキュラム統括部、教務部、学生部、及び教員養成センターを置き、その下に、教育課程の編成上の科目群等に携わる委員会を設置し、教職員が委員として参画する体制の中で教育を進めている。研究科においては研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会を置いている。教授会は、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教及び学長が指名するその他の職員から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。教授会は、令和 5 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開

催されている。

なお、自己評価書提出時点には、教授会が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていることが必ずしも明瞭に規定されていなかったが、令和6年12月までに教授会規程及び「教授会規程第9条第2項において別に定めるとした事項について」を改定して明瞭に規定されている。

大学運営会議は、学長、副学長、研究科長、教務部長、学生部長、短大教育推進室長、研究・教育企画室長、事務局長、学長の指名する者から構成され、教授会から委任された教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和5年度には、別紙様式1－3－3のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制については、内部質保証推進規程第 3 条において、内部質保証推進自己点検・評価委員会を中核的な審議機関とし、第 4 条において同委員会の委員長である学長を統括責任者としている。同規程第 7 条において、自己点検・評価は内部質保証実施要領に定める責任担当組織により行うことを定め、責任担当組織を、カリキュラム統括部、学生部、アドミッションセンター、教務部、研究・教育企画室、大学院研究科、評価企画室とし、それぞれの当該組織の長を自己点検・評価の責任者としている。また、改善及び向上活動は、同規定第 8 条により、自己点検・評価シートによる報告を受けた同委員会が責任担当組織に改善指示を行い、第 9 条により、責任担当組織は改善結果を報告することとしている。なお、自己評価書提出時点には、この体制について明確ではなかったが、令和 6 年 11 月までに内部質保証推進規程を改定し、明確に定めている。

内部質保証実施要領第 2 条第 2 項において、それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

国際・英語学部においては、カリキュラム統括部長を責任者としてその質保証を行っている。

21 世紀国際共生研究科においては、研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

なお、自己評価書提出時点には、学生の卒業時の学習成果、学位の質について質保証活動を行う組織が明確でなかったが、令和 6 年 11 月までに内部質保証実施要領を改定して、明確に規定されている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、学生部長を責任者として学生部が、学内施設設備の情報化、ICT 情報管理については、教務部長を責任者として教務部が、附属図書館については、図書館長を責任者として図書館が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証実施要領によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

就職支援については、学生部長を責任者として学生部が、教育の情報化については、カリキュラム統括部長を責任者としてカリキュラム統括部が、留学生を含む学生支援については、学生部長を責任者として学生部が、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証実施要領によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜については、アドミッションセンター長を責任者としてアドミッションセンターが質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証実施要領によって定めている。

基準 2－2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証推進規程、内部質保証実施要領に定めている。なお、自己評価書提出時点には、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを確認する手順について明確ではなかったが、令和 6 年 11 月までに内部質保証実施要領を改定して明確に定められた。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを内部質保証実施要領の別紙様式 1 に定め、教職課程については、教職課程に係る自己点検・評価規程に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、内部質保証実施要領に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、大学運営会議においてアンケート実施要項を定め、在学生、卒業生（1 年後及び 3 年後）、卒業生が就職した企業に対して定期的に実施することとしている。加えて、大学運営会議では、恒常的な教育の質保証を確保するために、学位プログラムの達成状況を評価、改善するためのアセスメントプランを定め、全学・学部レベル、科目レベルの 2 階層において、アンケート結果を含めたデータを活用し、3 つの方針（学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入れ方針）に沿って検証を行うものとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について、内部質保証推進規程第 8 条では、内部質保証推進自己点検・評価委員会は、自己点検・評価シートによる報告を受け、改善が必要であると判断した場合は、期限を定めて、改善の指示を関係する責任担当組織等に対して行うものと定め、自己点検・評価結果の検討、改善事項の立案、提案する手順を定めている。また、同規程第 9 条では、改善の指示を受けた責任担当組織等は、当該事項について改善を行い、その結果を内部質保証推進自己点検・評価委員会に報告しなければならないとし、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、内部質保証推進規程に明確に定めている。それらの詳細な手続きは内部質保証実施要領第 4 条以降において、責任担当組織の自己評価の実施から、全学的観点によるモニタリング及びレビューの実施、改善指示、改善計画の進捗管理等として定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に即した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの大学独自の自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づいて課題点を抽出しており、それに

基づく改善及び向上の取組を別紙様式 2-3-1 のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、学長が教授会に意見を求め、教授会の意見をもとに学長が決定した後に、法人としての意思決定プロセスに入り、学院運営会議の審議を経て、理事会が決定している。

なお、自己評価書提出時点には、見直しの手順が明確ではなかったが、令和 6 年 12 月までに教授会規程を改定し、明確に定めている。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、専任教育職員人事規程に職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の水準を定め、教育職員審査内規により、その水準の判断を行う方法として教暦年数や業績の詳細について明確に定めている。また、教員採用審査における申し合わせにより、特に教育研究上の指導能力について、面接、模擬授業等の実施等を定め、書類審査、面接、模擬授業の評価等により、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

基幹教員については、令和 6 年 4 月から基幹教員規程を施行し、主要科目を担当するものは大学教員就業規則、専任教員服務規程に準じ、主要科目を担当しないものは基幹教員規程細則により服務管理が規程されている。

教員の教育・研究等の活動の充実・向上に役立てるために、教員活動状況の自己点検・評価規程、教員活動状況の自己点検・評価に関する申し合わせを策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。なお、基幹教員については別の定めなく、同規程及び同申し合わせにおいて実施することとしている。

教員活動状況の自己点検・評価規程第 7 条に基づき、学長は教育領域等の優れた実践紹介の F D を教員に依頼したり、必要な場合は適切な指導・助言を行うことができるものとしている。別紙様式 2-5-3 のとおり、学長は、評価結果に基づき、指導及び助言対象の教員の有無を確認している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、合理的配慮に係る研修、生成 A I に係る研修等を組織的に実施している。また、英語共通科目の担当者間の F D 活動である

English Workshop は、基幹教員のほか非常勤講師も参加し、英語授業に関するグループディスカッションにより、チーム・ティーチング体制の充実を図っている。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり、教務関係や厚生補導等を担う職員、ICT 等の教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員を配置している。指導補助者（教育補助者）は配置されていない。

教育支援者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、大学間のコンソーシアムが主催する初任者を対象とした SD 研修、入管協会や日本学生支援機構が主催する外国人留学生在留審査手続に係る研修会、障害学生支援に関するセミナー等への参加を通じて、専門的な業務分野別にも、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

私立学校法等関係法令に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事及び会計監査人の監査報告書が作成されている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、学校法人大阪女学院に理事会、評議員会を設置している。

理事会は、理事長、副理事長、理事により構成され、理事会及び評議員会の人事に関する事項、事業計画及び事業報告に関する事項、予算に関する事項、決算に関する事項、財産の取得及び売却に関する事項等を審議している。また、理事会の下に常勤する理事及び法人事務局局长、図書館長により構成される学院運営会議を置き、理事会から委任された業務を決定処理し、理事会から付託された事項を審議している。

評議員会は、24 人以上 33 人以内の評議員により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、労働安全衛生、ハラスメント防止、生命倫理の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開は事務局、個人情報保護は学校法人大阪女学院個人情報保護委員会、公益通報者保護は学校法人大阪女学院学院運営会議、労働安全衛生は学校法人大阪女学院労働安全衛生委員会、ハラスメント防止は学校法人大阪女学院ハラスメント防止委員会、生命倫理は研究倫理審査委員会が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は学校法人大阪女学院学院運営会議及び防災等管理委員会、情報セキュリティは学校法人大阪女学院 ICT 倫理委員会及び情報教育委員会、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は学校法人大阪女学院法人事務局及び事務局管理課、学生危機対応は大阪女学院大学・短期大学危機管理室が責任部署となっている。

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3－3－1 のとおり、常勤 28 人、非常勤 7 人を配置している。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、教員及び事務職員等が英語教育委員会、基盤教育委員会、学生サポート委員会、地域連携委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、情報セキュリティに係る研修（50 人参加）、ハラスメント防止に係る研修（50 人参加）、合理的配慮に係る研修（47 人参加）等を実施している。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

私立学校法に基づき、監事 2 人（非常勤 2 人）が設置者である学校法人に置かれている。監事は、私立学校法、寄附行為、監事監査規定に基づき、監査計画を作成の上、業務の監査、財産の状況の監査、理事の業務執行の状況の監査を実施し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

私立学校振興助成法に基づき、会計監査人による監査を実施している。

内部監査については、他の部門から独立した内部監査委員会が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り業務監査及び会計監査を行っている。内部監査委員会は、監査計画を立案し、監査終了後は、監査報告書を作成し、理事長に提出している。

監事及び内部監査委員会は、理事会において監査内容、結果等について大学の管理運営主体と意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。会計監査人と大学の管理運営主体の間でも情報共有を行っている。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 が公表を求める事項のうち、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 が公表を求める事項のうち、教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること、卒業生の教員免許状の取得の状況について、自己評価書提出時点には一部に公表されていない内容があったが、令和 6 年 11 月までに公表されている。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大阪市中央区玉造にキャンパスを有し、その校地面積は計 20,095 m²、校舎等の施設面積は計 11,908 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。キャンパスの耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、スロープ、多目的トイレ、点字ブロックの設置等、必要な配慮が行われている。安全防犯面については、外灯、防犯カメラ、AEDを設置し、保安員を配置する等、配慮している。

ICT環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、キャンパス内に設置しており、延面積 1,270 m²、閲覧座席数は 117 席である。原則として 8 時 45 分から 19 時まで開館している。令和 6 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 16,802 冊、学術雑誌 78 種、電子ジャーナル 5,915 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、グループワークエリア、ディスカッションエリア及び PC 自習室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、保健室、学生相談室を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、キャンパス・ハラスメント規程等に基づき、防止委員会が研修会・学習会の実施等を行うほか、キャンパス・ハラスメント相談委員会が相談窓口となり、意思決定の援助、プロセスの見守り、申立て人の意向により法人事務局へ申立ての手続きを行うなど、ハラスメント等に関する相談に対応している。

16 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、体育館、クラブハウス、スタジオを整備し、運営資金援助、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、学生課及び教務課が中心となり、新入留学生オリエンテーションの実施、交換留学生バディ制度の導入等、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式 4-2-4 のとおり、教室内における座席指定、定期試験の別室受験、車いす利用学生の総合的なサポート等を行う体制が整備されている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式４－２－５のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、国際・英語学部及び21世紀国際共生研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。
実施体制については、アドミッションセンター、募集広報委員会、問題作成委員会を置いている。
入学者選抜全般の状況に関する自己点検・評価等を行っており、具体的には、内部質保証推進自己点検・評価委員会において、令和3～5年度までの入試方法の変更点及び検討の経過について報告が行われ、その根拠となるデータについて確認している。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

【改善を要する点】

21世紀国際共生研究科博士前期課程及び博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

・国際・英語学部：0.74倍

[博士前期課程]

・21世紀国際共生研究科：0.6倍

[博士後期課程]

・21世紀国際共生研究科：0.25倍

21世紀国際共生研究科博士前期課程及び博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅

に下回っている。

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国際・英語学部及び 21 世紀国際共生研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国際・英語学部及び 21 世紀国際共生研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国際・英語学部及び 21 世紀国際共生研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い大学学則、大学院学則及び諸規定で定めている。

21 世紀国際共生研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、国際・英語学部及び21世紀国際共生研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。

国際・英語学部及び21世紀国際共生研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

国際・英語学部及び21世紀国際共生研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国際・英語学部及び21世紀国際共生研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を別紙様式6-5-3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を別紙様式6-5-4のとおり整えている。

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

国際・英語学部及び21世紀国際共生研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

国際・英語学部及び21世紀国際共生研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国際・英語学部及び 21 世紀国際共生研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

21 世紀国際共生研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

国際・英語学部及び 21 世紀国際共生研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、国際・英語学部及び 21 世紀国際共生研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

国際・英語学部については、卒業時の学生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。

なお、自己評価書提出時点では、卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生からの意見聴取に関して、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることを確認できる内容ではなかったが、令和 6 年 12 月までに意見聴取内容を見直し、上記が確認できる内容にて令和 7 年度より意見聴取を実施することが決まっている。